

○総務省告示第二百四十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
「二〇六 略」 七 N T T ドコモビジネス株式会社 「八〇十 略」 十一 N T T メディアサブライ株式会社 「十二〇二十八 略」	「二〇六 同上」 七 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 「八〇十 同上」 十一 エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社 「十二〇二十八 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	